

「臨時特別給付金気仙沼市コールセンター」を設置しました

～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金～

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書送付対象世帯へ、順次確認書を送付しています。
確認書の記入方法やお問い合わせ等については、下記のコールセンターをご利用ください。
- 臨時特別給付金気仙沼市コールセンター
電話番号 0120-600-403（フリーダイヤル）
連絡可能時間 午前9時～午後5時（土日と祝日を除く）
- 確認書の提出については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底するため、できる限り返信用封筒を使用し郵便による提出をお願いします。
- 家計急変世帯の申請受付日等については、詳細が決まり次第お知らせします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付対象等

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々へ、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給する。

2 給付対象

次の（1）または（2）に該当する世帯。

（1）基準日（令和3年12月10日）において気仙沼市に住民票があり、世帯全員分の令和3年度住民税が非課税である世帯（住民税非課税世帯）

※ただし、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は、対象となりません。

（2）上記（1）の世帯以外のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降において（1）の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

3 給付額

1世帯当たり一律10万円